

おかやま森づくりサポートセンター指導者登録要領

(目的)

第1 森づくりサポーター（以下「指導者」という。）の登録手続きを定めることにより、森づくりに関する知識・技術を有する人材を広く登用し、各地の多様なイベントで各々の能力を発揮してもらい、ボランティア等による森づくりを推進することを目的とする。

(資格)

第2 森林ガイド、森林インストラクターのほか、森林・林業に関連する資格を有する者や森の恵みを楽しむのに必要とされる知識・技術を有していると認められる者を対象とする。

(申請)

第3 指導者に登録を希望する者は、指導者登録申請書（様式1号）をおかやま森づくりサポートセンター長（以下「センター長」という。）に提出することとする。

(登録)

第4 センター長は、おかやま森づくりサポートセンター規約第13条の規定により運営委員会に意見を聴いた上で適否を決定し、適当と認められた者には登録証（様式2号）を交付する。

(登録の取消し)

第5 センター長は本人からの申し出及びその他の事由により登録を取り消すことが出来る。ただし、事由の如何によっては事前に運営委員会に意見を求めるものとする。

(派遣)

第6 おかやま森づくりサポートセンター指導者派遣要領の規定に基づき、センター長が派遣申請の内容に応じて登録された指導員を派遣する。

(研修)

第7 新たに登録された指導者のうち、森林ガイド、森林インストラクターのいずれの資格も有していない者については、当該年度若しくは翌年度のおかやま森づくりサポートセンターの実施する森づくり研修会を受講するものとする。